

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
1 特定実験試験局の申請等手続の迅速化								
04009	佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市 佐賀県基山町	<改訂版>「九州 ブランディング拠 点創生特区」 ～ 県境を越えて 交通結節機能を 最大化。すべては 九州のために ～	九州の地方都市ながら、積極的な産業政策等により人口が増え続けている本地域にあって、鳥栖ジャンクションを擁する交通の要衝としての発展可能性を最大化するため、民間活力も誘導し、産業団地・住宅環境整備を継続して進めることで企業集約・雇用確保を図り、大都市・中核都市ではない拠点都市として、「九州ブランディング拠点」を創生する。 【産業面】 雇用の創出・「新たな拠点の形成」に向けた ■新たな企業・産業施設等誘致 ■既進出企業の拡大支援 ■住宅環境整備 【農業面】 担い手確保と農業所得の向上に向けた ■農地の面的集約支援 ■新たな担い手の参入支援 ■6次産業化・販路開拓支援 等	特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続きまでに時間がかかる。	電波法第6条、第7条など 総務大臣告示	特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続きを大幅に短縮し、電波を活用した実証実験や技術開発等を促進する。	総務省	特定実験試験局の即日免許については、国家戦略特区における特例措置として、免許申請前に地方自治体・申請予定者を含めた事前調整を行うことや適切な免許手続きがされることを条件に、既に実施しております。
'04301	福島県	福島浜通りロボット 実証区域実現プロ ジェクト	本事業は、福島県浜通り地域の橋梁、トンネル、ダム、河川、山野、オープンスペースなどの施設やエリアにおいて、事業者が物流、インフラ点検、災害対応などに用いるロボット・ドローンの実証試験や操縦訓練を円滑に行うことができるよう、福島県が市町村等との仲介を行うもの。 ロボット・ドローンの実証試験は、実際に用いられる現場を可能な限り再現した環境下で、多数の改良を繰り返しながら行うことが重要であることから、本事業では、多様な環境を再現しつつ、ロボットの仕様が変化したとしても柔軟かつ迅速に実証試験が行える開発環境を整えるよう、ハード面の整備（試験施設、計測設備など）とともに、特区を活用したソフト面の整備を図る。	ロボット・ドローンの操縦等に用いる電波の周波数帯については、今年度新たに「無人移動体画像伝送システム」として割り当てが予定されているが、複数のドローンを同時に操縦するために必要な周波数の幅が確保されず混線のおそれがある。国産ロボット・ドローンの海外展開のために必要な各国の電波規制に従った実証試験ができない、などの課題があり、新たに割り当てられる周波数以外を用いた実証試験を行っていく必要がある。 電波法における「特定実験試験局制度」では、予め総務省が公示している範囲（対象周波数、対象地域、対象期間）の中であれば使用が許可される可能性があるものの、公示の範囲の拡大や変更のためのプロセスが不明瞭であり、事業者が具体的なニーズを持ちながらも、アクションを起こせない状況にある。	電波法施行規則第7条第5号 電波法施行規則第7条第5号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等	特定実験試験局制度で使用可能な範囲（対象周波数、対象地域、対象期間）の拡大や変更を行うプロセスを明確化する。 具体的には、特区内に関係者からなる調整機関を設けて範囲の拡大や変更内容について調整し、そこでの合意をもってパコメが済んだものとすることで、合意の都度、迅速に告示を改正するよう運用を行う。 また、公示された範囲内での使用に対して即日許可ができるよう運用を行う。	総務省	電波は、特区等の行政区画とは関係なく空間を伝搬することから、無線局の運用場所が特区内に限定されていたとしても、隣接する地方自治体等、周辺地域への影響についても勘案する必要があります。 また、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示の改正は、行政手続法第2条第8号に規定する命令等に該当し、同法第39条第1項の規定により広く一般の意見を求める必要があり、意見募集を省略することはできません。 なお、特定実験試験局の即日免許については、国家戦略特区における特例措置として、免許申請前に地方自治体・申請予定者を含めた事前調整を行うことや適切な免許手続きがされることを条件に、既に実施しております。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
2 無線機器のドローン飛行における技術基準適合証明の不要化								
04010	佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市 佐賀県基山町	<改訂版>「九州 ブランディング拠点 創生特区」～ 県境を越えて交通 結節機能を最大 化。すべては九州 のために～	九州の地方都市ながら、積極的な産業政策等により人口が増え続けている本地域にあって、鳥栖ジャンクションを擁する交通の要衝としての発展可能性を最大化するため、民間活力も誘導し、産業団地・住宅環境整備を継続して進めることで企業集約・雇用確保を図り、大都市・中核都市ではない拠点都市として、「九州ブランディング拠点」を創生する。 【産業面】 雇用の創出・「新たな拠点の形成」に向けた ■新たな企業・産業施設等誘致 ■既進出企業の拡大支援 ■住宅環境整備 【農業面】 担い手確保と農業所得の向上に向けた ■農地の面的集約支援 ■新たな担い手の参入支援 ■6次産業化・販路開拓支援 等	有害鳥獣の生息状況等について広範囲を撮影するに当たり、航空法により150m以上の高さを飛行できない。また、使用する無線機器は技術基準適合証明が必要であり、無線電波の最適条件を検証する実験を円滑に実施できない。 ドローン利用にあたり、民有地の上空は民法における「土地所有権」の範囲に含まれ、民有地上空を通過する場合は、土地所有者の通行(飛行)承諾の必要可能性がある。	航空法第99条の2 航空法施行規則第209条の3及び第209条の4 電波法第4条、第38条の6 民法第207条	特区指定区域内においては、私有地上空のドローン飛行については、有害鳥獣が出没する農地や山林上空において、一定高度以上であれば所有者の許可がなくても飛行できるものとする。 航空局への手続きを1回の手続きで一定期間の使用計画を認めることで、実証実験や技術開発等を促進する。	総務省 法務省 国土交通省	ドローンの実験内容に応じた無線設備による実証試験については、当該無線局が他の無線局の運用に混信を与えない等を前提として、実験試験局による免許を受けて実施することは可能です。(この場合、無線局の免許に当たっては、無線局検査(無線設備の試験等)を行う必要があります。 なお、総務省令で定める特定無線設備を使用する場合には、使用者の利便性の観点から、事前に電波法に基づく基準認証を受け、総務省令で定める表示(技術マーク)が付されていれば、免許手続時の検査の省略等の無線局開設のための手続について特例措置を受けられる制度(基準認証制度)の利用が可能となります。)
3 他国での認証を受けた無線設備の技術基準適合証明の不要化								
03101	株式会社 アドイン研究所 NPO法人 知的社会システム 研究開発機構	(仮称)街路灯などを利用した非常時異常時の通信の確保及び交通情報のなど表示	街路灯、照明灯に監視カメラ及びLED照明を一体化にし、無線通信によりデータ通信を実施する。LED照明には判別のしやすい(例：赤、黄、など)設備し照明の効果と近隣の異常や非常時に情報を照明として伝達する。一例としては発煙筒や非常停止板などの代わりになること。 また、無線通信を利用することから我が国発のゴクニティブ無線の実証や非常時異常時の通信孤立になった場合の近隣だけの通信確保のための中継局も行う。位置情報ゲームのヒートマップデータにより車両対人など危険な情報をランドマーク情報やGIS、GPS、AR、VR、ビックデータ、AI、クラウドの複合的利用により迅速に様々な先端アプリケーションなどに対応する。	電波法、機器の工事設計認証について 電波法、TELECについて	電波法第38条の6	一定の条件は必要と考えますが、例としてはFCCなど他国で認証を受けたものであれば利用できることを希望します。	総務省	日本と他国における技術基準が同一ではない場合があり、また、電波の特性上、限られた一部の地区に限定して電波を発射することは困難なことから、日本国内で使用する特定無線設備には電波法に定める基準認証が必要となります。 なお、日本と欧州・米国等とは相互承認協定(MRA: Mutual Recognition Agreement)を結んでおり、MRA法*に基づき登録を受けた相手国の適合性評価機関が実施した日本の技術基準への適合性の評価結果の受け入れが可能となっております。当該適合性評価機関で認証を受け、表示(技術マーク)が付された機器を利用する場合、認証に要する期間の短縮や、日本での無線局開局に必要な手続きの簡略化が可能となります。 *特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成13年法律第111号)

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
4 地方公共団体における強制徴収公債権と私債権の情報の共有化								
03301	豊川市 豊川市民病院	公金債権徴収連携強化特区	地方公共団体の公金債権について、租税債権以外の自力執行権を有する債権(以下「強制徴収公債権」という。)と私債権、両債権の滞納者の財産情報を共有し、連携強化を図ることを提案する。 公立病院の診療報酬債権は私債権であるが、公金債権として住民や議会等に対する説明責任が生じるなど、民間の私債権とは大きく性格が異なる。また、医師法に基づく診療の応召義務があるため、公立病院における未収金問題は大きな課題となっているが、限られた情報に基づく債権の徴収に苦慮している。そこで、2つの債権間における滞納者情報の共有を可能とし、公金債権の適正管理、徴収強化を推進することが必要と考える。	具体的な法規制ではないが、⑧に記載した総務省通知によると、国民健康保険料については、地方税の滞納処分の例により処分することができることから、国税徴収法第141条の規定が適用され、滞納者等に対し、財産に関する必要な質問及び検査への応答義務が課されている。このため当該情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられ、地方税法第22条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについて差し支えないとされている。 上記通知において、地方税法第22条に定める守秘義務に関し、国民健康保険料等の強制徴収公債権との情報共有は可能であるが、私債権との情報共有については明確な取扱いが示されていない。このため、地方公共団体が制定した債権管理に関する条例において、地方公共団体の庁内での情報共有を可能とする条文が規定された場合でも、強制徴収公債権と私債権の情報共有が円滑に進んでいないのが現状である。 なお、地方公務員は、地方公務員法において守秘義務が課されているが、豊川市個人情報保護条例においては、最高二年以下の懲役又は百万円以下の罰金を科している(地方税法第22条の罰則と同様)。したがって、民間の私債権の場合とは異なり、当院の職員にあつては、滞納者情報の保護について、税制度と同様に、厳格な取扱いが義務付けられている。	平成19年3月27日付総務省通知「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」	新たな措置により、強制徴収公債権と私債権の情報共有を可能とする総務省見解が出されれば、地方公共団体が制定した債権管理に関する条例の情報共有に関する規定に基づいて、強制徴収公債権と私債権の滞納者情報の共有を可能とし、公金債権全体の徴収強化に繋げるとともに、滞納者側の経済的事情を踏まえた、効果的かつ柔軟な徴収を行うものである。	総務省	○税務職員が税務情報を提供したとしても地方税法22条に規定する犯罪(秘密漏えいに関する罪)とならないものと解するためには、そのような行為を適法なものとして許容したと認めるに足りる法律の規定が必要である。 ○地方自治体の債権のうち、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入といった一定の公法上の債権については、「地方税の滞納処分の例により処分することができる。」(地方自治法第231条の3第3項)とされているが、一般私法的歳入については、両当事者の合意に基づいて発生する債権であることから、住民の権利保護の観点から、裁判手続によらないで強制執行することはできないとされている。 ○この点、公立病院の診療報酬債権についてみると、「診療費等請求事件(最高裁 平成17年11月21日第二小法廷判決)」において「公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係といふべきであるから、公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、地方自治法236条1項所定の5年ではなく、民法170条1号により3年と解すべきである。」とされており、公立病院の診療報酬債権は私債権とされている。 ○したがって、私債権たる公立病院の診療報酬債権を、地方自治法第231条の3第3項に規定されている「地方税の滞納処分の例により処分することができる債権」として扱うことはできない。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
5 地方公共団体における随意契約要件の明確化								
03401	非公表	コンサル委託手続の改善	国家戦略特区で民間都市再生事業と連携して地方公共団体等が実施する関連公共施設整備等にかかる複数年にわたる設計・コンサル委託について、プロポーザル等で選定の上、複数年契約または2年目以降の随意契約とできることを通知等で明確化する。 (現状では、自治体の裁量で、随意契約にしたり、能力のないコンサルを交代させるため入札にしたりしている)	地方自治法により契約は一般競争入札によることが原則とされていることによる。	地方自治法234条	複数年にわたる設計・コンサル委託について、複数年契約または2年目以降随意契約できることの通知等で明確化。	総務省	地方公共団体との契約において、複数年契約については、地方自治法第214条に規定する債務負担行為を活用することで可能であり、それは実務上も通知(「施工時期等の標準化に向けた計画的な事業執行について」(平成28年2月17日付け総行第41号・国土企第17号)等)から明らかであるところ。随意契約については、地方自治法施行令第167条の2において要件が明確化されており、当該要件において複数年契約についても禁止されているものではない。 したがって、複数年契約において随意契約が可能であることは、実務上も条文上も明らかであるところ。 また、「2年目以降随意契約できる」という形で明示した法令や通知はないものの、「2年目以降随意契約できる」という特定の契約の一形態について通知を发出すると、通知に記載のないものについては随意契約ができないと思われるおそれがあり、地方公共団体やその契約の相手方に混乱を生じさせることとなるため、通知を发出することは難しい。
6 一部事務組合の設立手続の迅速化								
04011	佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市 佐賀県基山町	<改訂版>「九州ブランディング拠点創生特区」～県境を越えて交通結節機能を最大化。すべては九州のために～	九州の地方都市ながら、積極的な産業政策等により人口が増え続けている本地域にあって、鳥栖ジャンクションを擁する交通の要衝としての発展可能性を最大化するため、民間活力も誘導し、産業団地・住宅環境整備を継続して進めることで企業集約・雇用確保を図り、大都市・中核都市ではない拠点都市として、「九州ブランディング拠点」を創生する。 【産業面】 雇用の創出・「新たな拠点の形成」に向けた ■新たな企業・産業施設等誘致 ■既進出企業の拡大支援 ■住宅環境整備 【農業面】 担い手確保と農業所得の向上に向けた ■農地の面的集約支援 ■新たな担い手の参入支援 ■6次産業化・販路開拓支援 等	都道府県にわたる一部事務組合を設立する場合は、関係都道府県知事を経て、総務大臣の許可を受ける必要があり、標準処理期間として概ね3か月かかることとされている。 しかし、議会議決の前に事前での許可権者への事前協議を行うこととされており、関係地方公共団体との協議を行った上で、各議会の議決を経て行う協議により規約を定め、許可権者へ許可申請を行うこととなり、相当期間を要する。	地方自治法第293条第1項	数都道府県にわたる一部事務組合設立許可申請手続きの迅速化を図る。 (特区の区域計画が認定された場合、都道府県との事前協議及び総務大臣の許可があったものとみなす)	総務省	一部事務組合の設置については、地方公共団体の設置に関する事項であることから、市町村及び特別区の一部事務組合で数都道府県にわたるもの並びに都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事の許可にかからしめることとしている。 市町村及び特別区の一部事務組合で数都道府県にわたるものの設置に係る総務大臣の許可においては、総務大臣は、①地方自治法に定められた手続により申請されていないこと、②規約の内容が違法であること、③住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、共同処理することが著しく不相当であると認められる事務を処理するものであること、のいずれにも該当しないことを確認し、規約の内容の適法性だけではなくその妥当性をも判断しているところである。 また、一部事務組合が成立すれば、それによって共同処理するものとされた事務は関係地方公共団体の権能から除外され、関係地方公共団体の権能に重要な影響を及ぼすことから、一部事務組合の成立に際しては、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないものとしているところである。 したがって、一部事務組合の設置の許可について、ご提案に係るこれらの要件を緩和することは適当ではない。なお、一部事務組合の設置の許可の申請について、現行の制度では内閣総理大臣に対する特区に係る計画の認定の申請を待つ必要がなく、その準備が整った段階で申請を行っていただくことにより、計画の認定と同時に許可を行う対応も可能であると考えられる。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
7 行政財産の貸付要件の緩和								
'04202	和泉市	文化財(史跡)を活用した「憩いと賑わいの空間」の創出	○和泉市には貴重な文化財(史跡)である「池上曾根遺跡(弥生時代の環濠集落跡)」が存在するが、市の財政的な課題などにより、史跡公園としての整備は進んでおらず、未整備区域については遊休地の状態で観光振興にもつなげていない。 また、この「池上曾根遺跡」は、大阪府の主要幹線道路である国道26号に面しており、その敷地活用についてのポテンシャルは非常に高い。 このことから、歴史的な文化財である史跡公園の遊休地を国道沿線のサービスエリアとして活用し、相乗効果による活性化をめざす。 施設整備内容は、サービスエリア機能としての駐車場、トイレ施設、カフェやレストラン、物販施設などの他、スポーツレクリエーション施設やアミューズメント施設などを併設する「複合型サービスエリア」を想定し、民間活用手法を用いて整備する。	民間事業者への行政財産の貸し付けが困難	地方自治法238条の4第2項第1号	行政財産の貸し付けに係る条件の緩和	総務省	地方自治法第238条の4第2項第1号は、当該地方公共団体以外の者が、行政財産である土地の本来の目的を効果的に達成することに資する鉄骨造、コンクリート造、石造、れんが造その他これらに類する構造の土地に定着する工作物といった堅固な建物等を所有する場合に、その者に土地を貸し付けることを可能とする規定であり、同号の要件を満たせば、現行制度においても民間事業者へ貸し付けることが可能である。 なお、堅固な建物等に該当しない場合であっても、地方自治法第238条の4第2項第4号の要件を満たせば同号による土地の貸し付けも可能であることや、貸し付け以外の方法として、地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用の許可処分によることも可能であるところ。 また、本件提案における史跡公園の詳細については不明であるが、当該史跡公園の遊休地が、行政財産として公用又は公共用に供するものでないならば、行政財産の性質と両立させるために制約が多い地方自治法第238条の4に基づいた貸付ではなく、財産区分を普通財産へ変更し、より制約を少なく民間事業者へ貸し付けることが可能である。
8 高圧ガスと危険物との離隔距離の緩和								
05701	兵庫県	水素エネルギー活用のための保安規制の緩和	安定的なエネルギー供給と地球環境への配慮を両立できる次世代クリーンエネルギー「水素エネルギー」の活用を加速するため、水素活用の先進企業が集積する兵庫県内において、水素活用に係る規制の見直しを先行的に実施し、水素エネルギー活用のビジネスモデルを確立して、水素エネルギー社会実現への動きを加速し、国際競争力を高める。	天然ガスと水素ガスのタンク(貯蔵装置)や昇圧装置(製造装置)は20m以上の離隔距離を取ることが必要であり、離隔距離の緩和は「主な工程が連続していること」「施設間に延焼を防止できる耐火構造の壁又は障壁があること」等が満たされる場合に限られている。	・危険物の規制に関する規則第12条第1項 ・製造所及び一般取扱所に係る保安距離及び保有空地について(平成13年3月29日付け消防第40号消防庁危険物保安室長通知) ・高圧ガス保安法(全般)	知識・経験が豊富で、保安上の配慮が実施されている現場に限り、高圧ガスと危険物との離隔距離の緩和などを認めること。(位置関係等から離隔距離を緩和しても安全上支障がないと判断できる場合の例示を増やすことなどを希望)	総務省 経済産業省	危険物施設である製造所等に求められている保安距離については、危険物施設の火災が高圧ガス施設に延焼することや、高圧ガス施設に事故があった場合にその影響が直接製造所等に及ぶことを防止するための距離として定められているものです。 危険物施設、高圧ガス施設それぞれの事故を想定し、対策を講ずることで、お互いに影響が及ぶことがないことが証明できる場合は、危険物の規制に関する政令第23条を適用し、保安距離を短くすることも考えられます。また、高圧ガス施設と危険物施設との保安距離については、「主な工程が連続していること」「施設間に延焼を防止できる耐火構造の壁又は障壁があること」等が満たされる場合は、保安距離については緩和できることは、従前から示されています。 なお、ご提案のものについては、内容が不明であることもあり、保安距離を短くすることの適否は判断できないと考えられます。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
9 外国人版地域おこし協力隊制度の創設								
07205	徳島県 徳島市 阿南市 石井町 那賀町 美波町 板野町	～地方創生に向けた地域課題を最前線で解決！～ 「課題解決先進モデル・とくしま特区」!	Ⅱ「お接待文化」息づく徳島ならではの「観光・インバウンド」を推進! 本県は、四国遍路の「お接待文化」が息づく土壌であり、広域観光周遊ルートとしても瀬戸内、関西、四国の3ルートに属し、積極的な観光・インバウンド事業を推進している。また、多くのサテライトオフィス企業が進出し、オフィス・車などでシェアリングエコノミーも醸成されており、特に、平時は民泊、災害発生時には避難所として活用する本県ならではの「シームレス民泊」制度の検討が、阿南市及び徳島版「地方創生特区」の美波町で進んでいるところである。 このような取組みの推進に加え、「外国人版地域おこし協力隊」の創設や、二次交通の確保、地域資源を活用した旅行企画の充実等を図ることで、当地の訴求力を高め、更なる観光・インバウンドの推進を図る。	⑤オリンピック・パラリンピックに向けたインバウンドの推進に、外国人目線での情報発信や受入環境整備の取組みが必要だが、地域住民との信頼関係を構築し、地域で効果的に活動を図ることができる外国人人材の確保に苦労している状況がある。	地域おこし協力隊推進要綱	地域の魅力を把握し、地元に関心し、地元で地域貢献を行うことができる「外国人版地域おこし協力隊」制度を創設すること。	総務省	地域おこし協力隊は、都市から地方へ人の流れを創出することを目的としており、都市地域から過疎地域等へ住民票を移動させた者が、地域協力活動に従事しながら、当該地域への定住・定着を図る取組を、地方自治体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、総務省として財政上の支援を行うものである。 一方、「地域の魅力を把握し、地元に関心し、地元で地域貢献を行う」という本件提案の取組は、地域おこし協力隊とは趣旨・目的が異なるものであり、総務省として、こうした地域活性化に資する取組を地方自治体が自主的・主体的に行うことを妨げる規制や仕組を持っていない。
10 民間企業等の個人情報データ活用に関する使用制限の緩和								
01502	八王子市	ヘルスケア産業特区	医療機関において、患者に対する医療を提供するだけでなく、リハビリテーション、そして在宅サービス等を提供し、患者のみならず、これを支える家族及び地域住民に対してトータルライフサポートを提供する「未来型医療機関」としての事業を実施することにより、「医療」を中心として、他産業を含めた地域産業の活性化を図る、「医療のまちづくり」を推進する。 【具体的な事業例】 前提として、医療効果の向上と密接な関わりのある事業とする。 (1)生活支援サービス(買い物代行等) 患者の疾病後の生活支援として、介護保険の日常生活総合支援事業を超えたサービス(医療の専門性を活かしたサービスや、自由度の高いサービス)を求める患者に対し、ワンストップで生活支援サービスを提供する。既存のサービス事業者との連携により、地域包括ケア体制構築につなげる。 (2)農場経営 医療法人が農場を経営することにより、脳卒中、うつ病、認知症患者等のリハビリテーション、就労・社会参加支援を可能とする。さらに、農作物の院内利用、地域住民への直売により地産地消を実現し、地域の遊休農地の有効活用につなげる。 (3)民間企業との共同研究・開発 患者及び家族の認証技術による病院内のセキュリティや徘徊患者のリスクマネジメント、医療情報の一元化、医療機関の知見をフィードバックすることによる医療機器の共同開発等、民間企業と共同でヘルスケア分野における新規システム・製品開発を行う。 (4)医療機関内施設の地域開放 医療機関が所有するアメニティ施設(リハビリ室、温浴施設等)を地域住民への健康増進事業等を通して活用することにより、地域住民の交流拠点とする。	左欄事業例のうち(3)については、共同研究・製品開発を行うためには、診療情報等の個人情報と医療法人と民間企業や研究機関が共有する必要がある。しかし、個人情報保護法の規制によりこれが制限されている。	個人情報の保護に関する法律第23条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	医療機関と守秘義務契約締結をした民間企業や研究機関に対して一部データを共有できるものとする。	厚生労働省 総務省 経済産業省 個人情報保護委員会	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)では、利用目的の範囲内で個人情報を取り扱うこととされているが(同法第3条第2項)、相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内であれば利用目的の変更が可能である(同条第3項)。 また、利用目的以外の目的であっても、学術研究目的又は特別の理由等があれば、本人同意なく第三者提供することが可能となっている(同法第9条第2項第4号)。